

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S00156	施設名称	第二隣保館(本館)		
所在地(住所)		松阪市東町15番地2			
					
根拠条例	松阪市隣保館条例		担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課	
設置年度	昭和54年度		財産区分	12 公共用財産	
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)において、同和問題の本質及び課題が明らかにされ、具体的方策として隣保館に関する整備充実の必要性が示されたことを受けて、同和対策事業特別措置法の制定を期に、全国的に隣保館の拡充整備が図られた。				
施設の設置目的に沿った運営状況	福祉の向上や人権問題の解決を図る拠点施設としての役割を果たすため、行政だけでなく運営委員会との連携を図りながら施設運営並びに事業の推進を行うとともに、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての機能を発揮するため、各種定期講座の開設に努めている。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独		用途地域等	第一種住居地域	
駐車場(収容台数)	22台				
土地	敷地面積	4,047.8㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	本館			
	用途	自治会館	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階	
	建築年月	昭和54年10月15日	建物取得費(全体)	90,690,000円	
	延床面積	833.1㎡	耐震診断(実施年)	平成9年1月	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成26年度	平成27年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	対象建物	講堂	本館		
	施工内容	外壁、屋根改修	外壁、空調設備改修		
	費用	12,096,000円	10,000,000円		
リスク・高機能化対応度	—				

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM8:30~PM10:00	休所(館)日	土日祝祭日
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	施設の管理運営業務、及び隣保事業の企画・推進業務		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	0.60	人	労務員		人	再任用職員		人	非常勤職員	0.30	人	合計	0.90	人		
施設の維持管理に係る経費							施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)									
維持管理経費							運営・事業等経費									
光熱水費							指定管理委託料									
保守点検委託料							その他の経費									
賃借料																
修繕費																
その他の経費																
人件費																
職員等																
非常勤職員																
①小計							②小計									
④合計(①+②)-③							2,376,009円									
市民一人あたりのコスト							14.06円									
財源							補助金等収入		7,523,000円		その他収入					
							使用料等収入				③年間収入合計		7,523,000円			

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
開館日数	日	243	244	245
入館者数	人	10,691	9,771	10,109

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	東地区市民センター、東保育園
------	--	------	----------------

(7)その他

管理・運営上の問題点	
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定による制約に留意しなければならない。
特記事項	

